

第4回定例会 議決結果

議会だよりでは結果のみをお知らせしていますが、詳しい審査状況などについては、会議録や委員会記録（2月下旬までにホームページ等で公開予定）をご覧ください。

◎＝満場一致で可決・認定

補正予算	平成26年度函館市一般会計／平成26年度函館市港湾事業特別会計／平成26年度函館市地方卸売市場事業特別会計／平成26年度函館市水道事業会計／平成26年度函館市公共下水道事業会計／平成26年度函館市交通事業会計／平成26年度函館市病院事業会計	◎
条例制定	一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例／函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	◎
条例改正	特別職の職員の給与等に関する条例／函館市地域会館条例／函館市国民健康保険条例／函館市道路占用料徴収条例／函館市流水占用料等徴収条例／函館市普通河川管理条例／函館市都市公園条例／函館市立病院条例	◎
条例廃止	函館市デイサービスセンター条例／函館市産学官交流プラザ条例	◎

その他

物品の購入契約について（高規格救急自動車1台／多目的大型得点盤一式）／土地の売払いについて／公の施設の指定管理者の指定について（函館市地域交流まちづくりセンター／函館市総合福祉センター／函館市美原児童館ほか2児童館／函館市日乃出いこいの家／函館市職業訓練センター／函館市旧イギリス領事館（開港記念館）／函館市空港ふれあい菜園／函館市漁村センター／函館市青果物地方卸売市場／五稜郭公園／函館市東山墓園／函館市戸井ウォーターパーク／函館市小安中央会館／函館市汐首東会館／函館市瀬田来会館／函館市弁才町会館／函館市泊町会館／函館市館町会館／函館市原木会館／函館市日浦会館ほか6会館／函館市元村会館ほか5会館／函館市ホテル恵風／函館市古部会館／函館市木直会館ほか1会館／函館市ボン木直会館／函館市見日会館ほか2会館／函館市川汲会館／函館市臼尻会館／函館市大船会館／函館市磯谷会館ほか1会館／函館市南茅部青少年会館／千代台公園ほか9施設／函館市青少年研修センター／函館市亀田福祉センター／函館市公民館・函館市亀田公民館／函館市図書館／箱館奉行所／函館市西栲野球場／函館フットボールパーク／函館市民会館・函館アリーナ）／損害賠償の額について／公有水面埋立てについて／市道の路線認定および廃止ならびに変更について／専決処分報告について（函館アリーナ新築主体その他工事変更契約／平成26年度函館市一般会計補正予算）／人権擁護委員候補者の推薦について（3件）

理事者の説明
議案第21号 機器の特徴として、バスケットやバレー、柔道など様々な競技で使用でき、ソフトウェアの書き換えによりルール変更にも対応可能であり、2枚連結したワイド画面での使用が可能であるほか、無線式であるため、観客席からの視認性にも配慮した場所に設置することが可能／既存機器や新規購入予定である補助用得点盤の活用、ソフトウェアによる視認性を高める表示方法の検討等も含め、客席から

視認性
議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・アリーナ）
 ・指定管理者候補者の選定理由及びグループとしての管理運営の進め方など

疑問点等
議案第21号 物品の購入契約について（多目的大型得点盤一式）
 ・機器の仕様の考え方、観客席からの視認性

総務常任委員会
 函館市民会館・函館アリーナの指定管理者の指定など
 議案18件を審査
 いずれも原案のとおり可決

12/2～12/3
常任委員会
 審査の概要
 各常任委員会では、まず、付託議案に対する論点整理を行い、整理した疑問点等について理事者の説明を受けた後、委員間で協議した上で、採決を行いました。
 審査の概要
 は、次のとおりです。

委員間の協議
議案第21号 今回の4台のほか既存の2台も活用するという点で、ほとんどの競技には対処できることが確認できたので賛成／現段階では最善の物品と判断することから賛成／死角は必ずできるので、仕方がないものと思うが、補助用得点盤を活用するなど、対応を図る旨の答弁もあったので賛成
議案第62号 指定管理者のあり方全体が問われており、さらに議論する時間が必要だと思いが、現時点では賛成

の見やすさについて鋭意工夫していきたい。／施設供用開始後であっても得点盤が見えないとの声があれば、指定管理者とも打ち合わせをしながら即座に対応できる体制をとっていきたい。
議案第62号 指定管理者候補者である函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツ&ライフグループの選定に当たって、これまでに培ってきた財団のネットワークやノウハウ、コナミのコンベンション誘致のノウハウや、これまでの4倍のスポーツ教室を実施する計画であることなどが評価されたと考えている。／グループの代表は財団であり、管理運営に関する権限、責任は財団の代表である理事長にあることから、管理運営については、現行どおり問題なく行われると考えている。／仮に大きなスポーツ大会やコンベンションの開催が重複した場合などは、市と指定管理者が協議しながら調整を図り、運営していくこととなる。

※指定管理者…地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体等。